

議員特別研修実施報告書

報告議員名	宮川拓也	報告日	令和5年3月30日
調査研究・研修等 名称	地方議会議員セミナー「議員の発言権（基礎編・活用編） ～効果的な質問・質疑のチェックポイント～		
実施日	令和5年3月28日		
会場	京都市京都経済センター		
調査研究・研修等の 概要	<p>議員の発言権（基礎編）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議員の発言権とは 2. 発言の種類 3. 発言の議事運営上の手続き 4. 発言の取消し・訂正 5. 不穏当発言・不規則発言 6. 議員の発言に対する法的責任 <p>議員の発言権（活用編）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 質問 2. 質疑 3. 質問・質疑（活用編） 		
調査研究・研修等の 成果と感想	<p>「議員の発言権」というテーマで行われた議員研修会に参加し、議員としての役割や使命、質問や質疑の仕方について学ぶことができた。</p> <p>午前中は質問と質疑の違いや発言の種類、不穏当発言・不規則発言、発言に対する法的責任などの基礎的なことを学び、午後からは効果的な質問を行うための具体例や執行部から良い答弁を引き出すための方策などを活用編として学んだ。</p> <p>議員は市民の代表として、しっかりと意見や要望を市政に伝えることが求められるため、慣習や慣例にばかりに捕われず積極的に発言できる雄弁さが求められる。「野次と拍手は議会の花」と言われるように、ただ大人しく座っているのではなく、発言以外でも賛同や反対の意を示すことは議会のあるべき姿であると感じた。一方で、議会という品性を保つ場においてその発言や姿勢には慎重になる必要がある。一部の議会では行き過ぎた発言内容が全国的に大きな問題として取り上げられ、市民の不信を招くという事例が取り上げられた。また、執行部や議員間同士で軋轢のある議会では些細なことで問題視され、口封じとも取れる圧力によって発言を押さえつけるケースもあり、議員としての権利が阻害されたとして裁判になるような事例も挙げられた。これらは今後自分自身が活動していく上で同様の間違いを犯さないように、また、同様の事例にどのように対</p>		

処するかについて考えさせられる非常に有意義な参考例となった。この研修を受ける上でもっとも関心があり、学びがあったのは他の議会での質問の仕方についてであった。例えば、一般質問における時間制限や、一括質問一括答弁、一問一答質問などの質問の方式、当局との事前の準備について、他の事例を伺うことができ非常に参考になった。共に研修会に参加していた他市の質問方式や現状を、現職の立場からその利点と課題と伺うことができたのは思いもよらない収穫であった。

また、一般質問以外の議会内での質問の種類を学び、その中に横手市議会の委員会質問が珍しい例として挙げられており、他議会になりにない取り組みを行っていることを喜ばしく感じた。

今回のセミナーに参加することで議員としての役割と使命を再考でき、質問や質疑の方法についてより深く理解することができた。今後の活動において学んだことを活かし有意義な発言ができるように取り組んでいきたい。

※1調査研究・研修等の成果を証する書類の写しを添付してください。

※2調査研究・研修等に要した費用の支出を証する書類を添付してください。